

特定行為及び特定行為研修の包括同意について (お願い)

当院は、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の協力施設です。

特定行為とは、あらかじめ医師が定めた手順書に準じて、看護師が診療の補助を行う事です。看護師による特定行為を実施するメリットは、看護師が医療チームの一員として、患者さんの状態に応じ、タイムリーかつ迅速に適切な看護を提供することにあります。

■特定行為研修の実施

認定看護師など研修機関の入試に合格した看護師が、厚生労働省省令に基づき実習を行っています。特定行為研修課程の看護師は、指導医師と共に実習を行っています。

対象の患者さんには事前に説明を行い、患者さんの安全を確保するとともに、指導医師の助言や指導を受けて特定行為を行います。説明に同意した後でも、実習を拒否することができます。また、拒否したことを理由に治療及び看護上の不利益をこうむることはありません。患者さんの個人情報に関しては、適切に管理いたします。

■特定行為の実施

当院では、上記研修を修了した看護師（特定看護師）が特定行為を実施しています。

当院で実施している特定行為

中心静脈カテーテルの抜去	中心静脈に挿入されているカテーテルを抜き、止血します。
末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	肘静脈又は上腕静脈から末梢留置型中心静脈注射用カテーテルを挿入します。

何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

「特定行為に係る看護師の研修」についてご相談がある場合には、下記患者相談窓口をご利用ください。

患者相談窓口

当院をご利用いただく患者さん及びご家族のみなさまからの、治療や入院生活、医療安全などさまざまなご相談やご意見を受け付けております。お気軽にご利用ください。

相談日及び相談時間

■ 月曜日～金曜日 9:00～17:00

■ 土曜日 9:00～12:00

■ 場所 1階医事課受付「患者の声相談窓口」

特定行為研修の詳細は下記URL「看護師の特定行為研修ポータルサイト」をご覧ください。

<https://www.nurse.or.jp/nursing/education/tokuteikenshu/portal/#>